

1. 交通事故等の第三者加害行為にあったとき

交通事故など他人（第三者）の加害行為でケガをした場合、その治療に要する費用は、加害者である第三者が最終的に負担することになります。

そのケガについて、組合員証や被扶養者証を使って治療を受けた場合の医療費は、共済組合が一時的に立て替えたものとなり、その立て替えた費用を加害者に請求する権利を共済組合が組合員等より代理取得することになります。

したがって、第三者の加害行為でケガをしたときは、必ず下記の業務委託先に連絡してください。

株式会社オークス 医療調査室
地方職員共済組合 第三者行為 係
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目7番地7号
TEL 0120-732-255（フリーダイヤル）

なお、公務上、通勤上のケガや病気の場合は、地方公務員災害補償基金沖縄県支部（TEL：098-866-2127）に連絡をお願いします。

2. 組合員および被扶養者が交通事故にあったとき

組合員等が交通事故に遭った場合、次の点に留意する必要があります。

- (1) どんな小さな事故でも必ず警察に連絡し、事故処理を行う。その際、軽症であっても「人身事故」扱いとしてもらう。
- (2) 運転免許証番号、車検証、自賠責保険証書などで運転者の住所、氏名、車の所有者（営業用のときは、会社の住所、会社名、代表者名）、自賠責保険会社名などの情報を確認し、記録しておく。
- (3) どんな軽いケガでも必ず医師の診察を受ける。
- (4) 相手の主張に安易に同意せず、治療が終了しない間は示談に応じないこと。
安易に示談すると、相手に医療費を請求できなくなる場合があり、共済組合は被害者である組合員等に医療費を請求することになります。
- (5) 上記業務委託先に速やかに連絡のうえ、後日速やかに所定の書類提出を行う。